

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第1回枚方市地域密着型サービス等運営審議会
開 催 日 時	令和3年3月8日（月） 午後2時00分から 午後3時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所本館 塔屋会議室
出 席 者	非公開（理由）枚方市情報公開条例第5条第1項第6号の規定 に抵触すると認められるため。
欠 席 者	
案 件 名	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定について（諮問） (2) 看護小規模多機能型居宅介護の指定について（諮問） (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定について（諮問）
提出された資料等の 名 称	【案件1】 資料1-1 事業所位置図、資料1-2 平面図、資料1-3 写真、資料1-4 運営推進会議構成員、資料1-5 運営規程 【案件2】 資料2-1 事業所位置図、資料2-2 平面図、資料2-3 写真、資料2-4 運営推進会議構成員、資料2-5 運営規程 【案件3】 資料3-1 事業所位置図、資料3-2 平面図、資料3-3 写真、資料3-4 機器等の概要、資料3-5 介護・医療連携推進会議構成員、資料3-6 運営規程
決 定 事 項	諮問案件について、「諮問のとおりで異論はない。」との答申。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開（理由）枚方市情報公開条例第5条第1項第3号及び第6号の規定に抵触すると認められるため。
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	一部公表（理由）枚方市情報公開条例第5条第1項第3号及び第6号の規定に抵触する部分は非公表とする。
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 (事 務 局)	健康福祉部 福祉指導監査課

※網掛け部分は非公表。

※網掛け部分は非公表。

発言者	審議内容
	<p>◆次第1. 開会 *省略*</p> <p><委嘱状交付> 各委員に委嘱状を交付する。</p> <p><会議の成立> 委員7名のうち6名が出席。 事務局は全委員の過半数以上の出席を確認し、委員へ会議の成立を報告した。</p> <p><事務局挨拶> 福祉指導監査課長より挨拶</p> <p><委員及び事務局職員の紹介></p> <p><会議の録音> 事務局が会議録作成の為に会議内容の録音許可を委員へ諮ったところ、異議なく了承された。</p> <p><配布資料の確認></p> <p>◆次第2. 正副会長の選出について</p>
司会	<p>それでは、次第2の「正副会長の選出」について、お諮りいたします。 枚方市付属機関条例の第4条第2項に、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める」とありますことから、本日の議題とさせていただきます。 事務局と致しましては当審議会におけるこれまでの経過等を踏まえ、引き続き〇〇委員に会長を、〇〇委員に副会長をお願いしたいと考えております。みなさまいかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なしとの声あり</p>
司会	<p>ありがとうございます。それでは、会議の進行を務めていただく議長につきましても〇〇会長をお願いいたします。〇〇会長、ご進行のほどよろしく願いいたします。</p>

◆次第3. 審議会の運営について

会長

ご選任いただきましたので、会長を務めさせていただきたいと思っております。
地域密着型サービスというのは、2005年にできたサービスとして、その名の通り地域に密着した介護サービスの提供ということで、そのようなサービス提供となるよう、ご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。
それでは、市長からの諮問書を受け取りたいと思っております。よろしくお願い致します。

事務局

会長、よろしくお願い致します。

会長

はい、お受け取りしました。
<会長は市長からの諮問書を受け取る。>

会長

それでは、案件審議に入ります前に、事務局より次第3. の「審議会の運営等」について、説明をお願いいたします。

事務局

「審議会の運営等」について、ご説明いたします。これは会議の公開、会議録の公表および委員氏名の公表についての議題でございます。

まず、会議の公開につきまして、先ほどご覧いただきました、会議資料1の「枚方市附属機関条例」をご覧ください。枚方市附属機関条例第6条第1項では、「附属機関の会議は公開する」としているものの、同条第1項の第1号では、「枚方市情報公開条例第5条」に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議は、非公開とすることができるとしています。

続きまして、会議資料2の「枚方市情報公開条例」をご覧ください。本会議では、枚方市情報公開条例第5条の第3号及び第6号に規定する内容が含まれる事項について審議、調査等を行います。以上のことから、本会議は非公開とさせていただきたいと考えております。

また、会議録につきましては同条例第6条において、「非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない」としていることから、発言者を無記名で、同条例第5条の規定に抵触する部分を非公開として、全委員にご確認をいただいた上で確定し、一部を公表していくことにしたいと考えております。

続きまして、会議資料3「枚方市審議会等の会議の公開に関する規定」をご覧ください。委員の氏名公表につきましては、第8条第1項において、「審議会の所管部署は、委員が委嘱されたときは、その氏名を公表しなければならない」とさ

	<p>れていますが、第2項において、「委員の氏名を公表することにより、会議の公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができないと認めるときは、委員の氏名を非公表とすることができる。」としています。当審議会は、氏名を公表することにより、枚方市情報公開条例第5条の第6号に規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、特定の者に不当に利益を与えるおそれがある。」と認められます。</p> <p>以上のことから、委員の氏名については、非公表とさせていただきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの事務局からのご説明どおり、会議は非公開、会議録については、発言者は無記名、枚方市情報公開条例第5条の規定に抵触する部分は非公開を原則として一部を公表、委員の氏名については非公表で会議を進めていきたいと思いますが、とくにご異議等はございませんでしょうか。</p>
	<p>◆次第4. 案件</p> <p>案件1. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定について（諮問）</p>
<p>会長</p>	<p>それでは審議に入りたいと思います。案件資料に沿ってご意見をいただきたいと思います。</p> <p>まず、事務局より新規指定の諮問案件「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定について」の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料に沿って説明</p> <p>*説明省略</p>
<p>会長</p>	<p>他よろしいですか。特にないですか。それでは、我々審議会としては、異論はないということで答申をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
<p>会長</p>	<p>それではそのようにさせていただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>案件2. 看護小規模多機能型居宅介護の指定について（諮問）</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。案件資料に沿ってご意見をいただきたいと</p>

	<p>思います。</p> <p>まず、事務局より新規指定の諮問案件「看護小規模多機能型居宅介護の指定について」の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料に沿って説明</p> <p>*説明省略</p>
会長	<p>それでは看護小規模多機能については、問題なしとして答申してもよろしいですか。</p> <p>「異議なし」との声あり</p>
	<p>案件3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定について（諮問）</p>
会長	<p>それでは審議に入りたいと思います。案件資料に沿ってご意見をいただきたいと思います。</p> <p>まず、事務局より新規指定の諮問案件「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定について」の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料に沿って説明</p> <p>*説明省略</p>
会長	<p>それではこれですべての案件を終わりますけれども、3つの案件とも本審議会として異論はないということで、諮問に対する答申につきましては、私の方で会議の内容を取りまとめた上で事務局を通じて答申書を提出しようと思いますが、みなさんよろしいでしょうか</p> <p>「異議なし」との声あり</p>
会長	<p>それではご一任いただきましたので、事務局と連絡を取り合って答申させていただきたいと思います。事務局から何か連絡事項はありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
会長	<p>他、特になければ本日の審議会につきましてはこれで終了したいと思います。よろしいですか</p>

「はい」との声あり

会長

では、本日はありがとうございました。

全員

ありがとうございました。